

滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金交付要綱

(通則)

第1条 滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）および児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定等に基づき、市町が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用を負担することにより、障害者および障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「障害福祉サービス」とは、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。
- (2) 「介護給付費等」とは、法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。
- (3) 「指定障害福祉サービス等」とは、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- (4) 「特定費用」とは、法第29条第1項に規定する特定費用をいう。
- (5) 「障害福祉サービス費等」とは、法第92条第1号に規定する障害福祉サービス費等をいう。
- (6) 「相談支援給付費等」とは、法第92条第2号に規定する相談支援給付費等のうち特例計画相談支援給付費を除いたものをいう。
- (7) 「障害福祉サービス費等負担対象額」とは、法第94条第1項第1号に規定する障害福祉サービス費等負担対象額をいう。
- (8) 「指定障害福祉サービス費用基準額」とは、指定障害福祉サービス費等に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (9) 「介護給付費等利用者負担額」とは、支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- (10) 「給付率」とは、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成18年厚生労働省告示第530号。以下「国庫負担基準告示」という。）の二の二に規定する割合をいう。なお、ここでいう割合は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護および重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等」という。）に係る当該年度の7月サービス提供分（過誤請求分を除く。）の介護給付費等の額（以下「給付費」という。）を給付費に居宅介護等に係る介護給付費等利用者負担額を加えた額で除した割合とする。

(交付の対象)

第4条 この負担金は、次の(1)から(5)に定める費用を交付の対象とする。

(1) 障害福祉サービス費等

次のアからウに定める費用

ア 介護給付費等

(ア) 介護給付費および訓練等給付費

法第29条第1項の規定に基づき、市町が行う介護給付費および訓練等給付費の支給に要する費用

(イ) 特例介護給付費および特例訓練等給付費

法第30条第1項の規定に基づき、市町が行う特例介護給付費および特例訓練等給付費の支給に要する費用

イ 特定障害者特別給付費

法第34条第1項の規定に基づき、市町が行う特定障害者特別給付費の支給に要する費用

ウ 特例特定障害者特別給付費

法第35条第1項の規定に基づき、市町が行う特例特定障害者特別給付費の支給に要する費用

(2) 相談支援給付費等

次のアからウに定める費用

ア 地域相談支援給付費

法第51条の14第1項の規定に基づき、市町が行う地域相談支援給付費等の支給に要する費用

イ 特例地域相談支援給付費

法第51条の15第1項の規定に基づき、市町が行う特例地域相談支援給付費等の支給に要する費用

ウ 計画相談支援給付費

法第51条の17第1項の規定に基づき、市町が行う計画相談支援給付費の支給に要する費用

(3) 補装具費

法第76条第1項の規定に基づき、市町が行う補装具費の支給に要する費用

(4) 高額障害福祉サービス等給付費

法第76条の2第1項の規定に基づき、市町が行う高額障害福祉サービス等給付費の支給に要する費用

(5) やむを得ない事由による措置

児童福祉法第21条の6、身体障害者福祉法第18条および知的障害者福祉法第15条の4並びに第16条第1項第2号の規定に基づき、市町が行う行政措置に要する費用

(交付額の算定方法)

第5条 この負担金の交付額は、別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較してそれぞれ少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条に規定する交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各種目の経費の配分の変更は、知事の承認を要しないものとする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) この負担金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（交付の申請）

第7条 規則第3条に規定する交付の申請は、別紙様式2による交付申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

（変更交付申請）

第8条 この負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、別紙様式3による変更交付申請書を毎年度知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

（交付決定等）

第9条 負担金の交付の申請または変更交付の申請があったときは、知事は30日以内に交付の決定または変更交付の決定を行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条に規定する実績報告は、別紙様式4による報告書を翌年度知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

なお、高額障害福祉サービス等給付費において、高額介護（予防）サービス費および高額医療合算介護（予防）サービス費との併給調整を行った場合の併給調整相当額は、当該併給調整相当額が確定した年度の実績報告に反映させるものとする。

（標準事務処理期間）

第11条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第5条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第12条 負担金の交付を受けようとする者または交付決定者は、第7条の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく変更申請手続または第10条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、滋賀県障害者自立支援給付費県費負担金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年5月25日から施行し、平成27年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行し、平成28年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年6月11日から施行し、平成30年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行し、令和元年度の負担金交付から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の負担金から適用する。